

## 令和3年度新たな加工食品の原料原産地表示制度等に係る表示実態調査結果

平成29年9月1日に食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部が改正され、経過措置期間を令和4年3月31日までとして、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられた。

また、アレルギー表示にあっては、表示の視認性を高め、アレルギー疾患を有する者が適切に判断できるようにする方策として、優良誤認表示に当たらないよう配慮しつつ、製造者等がそれらの表示の文字の色や大きさ等を変えたり、一括表示の外に別途強調表示する等の任意的な取組を推奨している。

これらのことから、原料原産地表示に対する対応状況及びアレルギー表示の視認性向上に関する取組状況について実態を把握するため、食品スーパーの協力を得て令和3年7月に以下のとおり調査を行った。

### 1. 調査概要

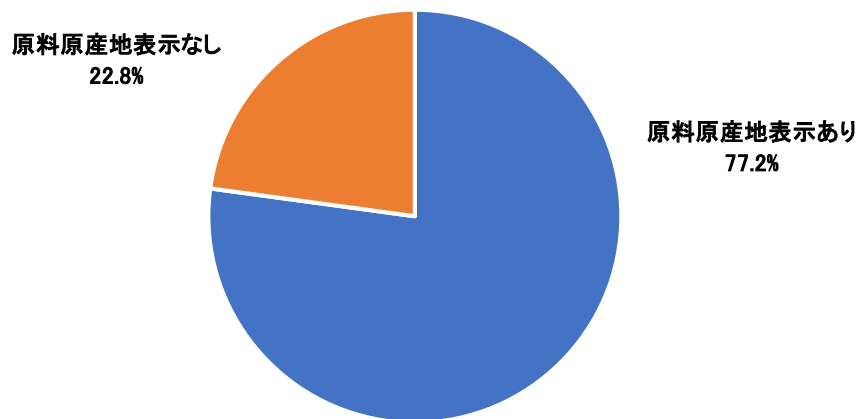
日 時	令和3年7月27日 午前8時から約3時間
場 所	神奈川県横浜市の食品スーパー
対 象	各商品棚の上から2段目の商品1,744点 (内訳：国産品1,458点、輸入品286点)
調査項目	(1) 加工食品（輸入品及び添加物のみで構成される加工食品を除く。）の原料原産地表示の有無 (2) 原料原産地表示の根拠法令等 (3) 新たな原料原産地表示における商品の表示方法 (4) アレルギー表示の視認性向上に関する取組状況
調査方法	義務表示事項の記載箇所（一括表示欄）及び容器包装上に表示されたアレルギーの強調表示等をデジタルカメラで撮影し、確認。

## 2. 調査結果

(1) 調査した加工食品(輸入品及び添加物のみで構成される加工食品等を除く。)の原料原産地表示の有無

	商品数
原料原産地表示あり	1,122
原料原産地表示なし	332
合計	1,454 <sup>※1</sup>

[原料原産地表示の有無の割合]

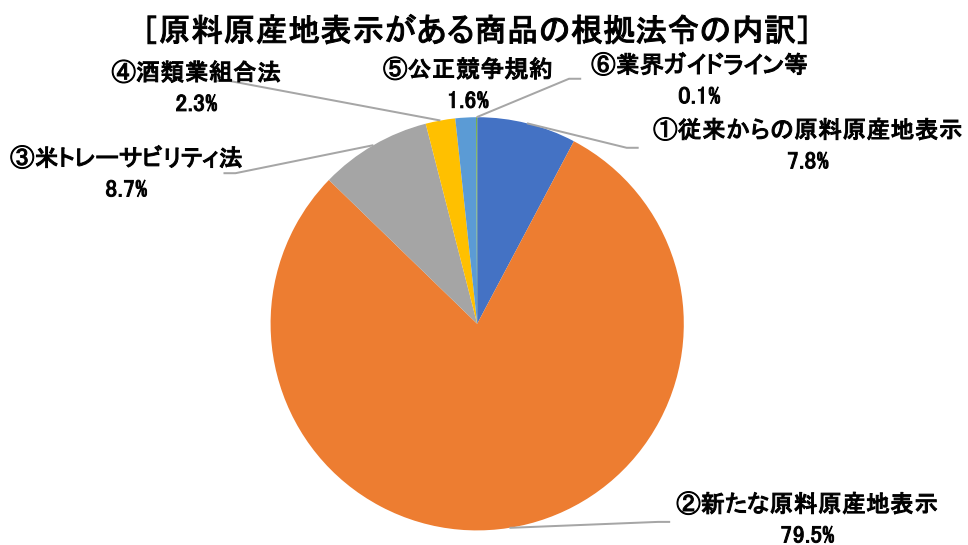


※1 全調査対象商品から輸入品を除いた 1,458 点のうち、添加物のみで構成される加工食品 4 点を除いています。

(2) 原料原産地表示がある商品の根拠法令等

- ① 食品表示基準別表第 15 (従来からの原料原産地表示)
- ② 食品表示基準第 3 条 (別表第 15 を除く。)(新たな原料原産地表示)
- ③ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法 (平成 21 年法律第 26 号))
- ④ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒類業組合法 (昭和 28 年法律第 7 号))
- ⑤ 公正競争規約
- ⑥ 業界ガイドライン等

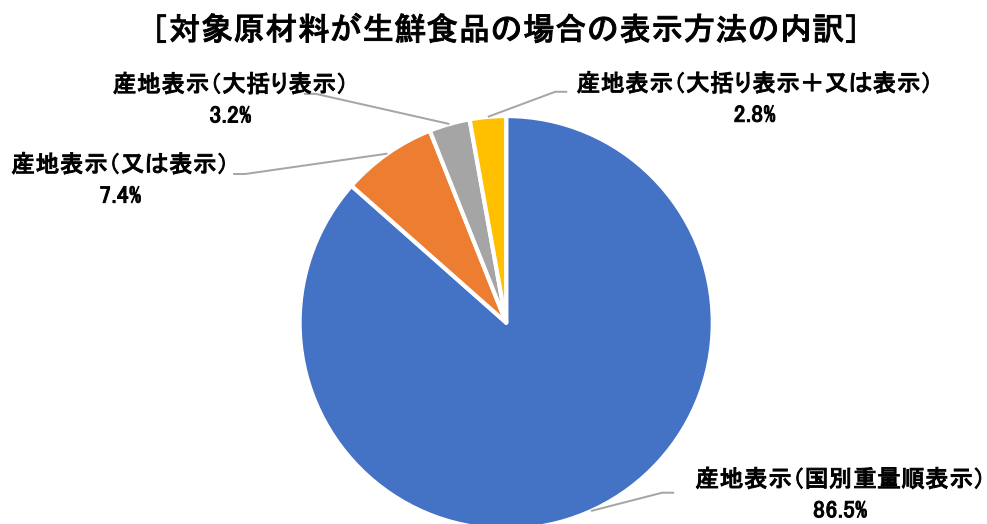
	商品数
① 従来からの原料原産地表示	87
② 新たな原料原産地表示	892
③ 米トレーサビリティ法	98
④ 酒類業組合法	26
⑤ 公正競争規約	18
⑥ 業界ガイドライン等	1
合計	1,122



(3) 新たな原料原産地表示がある商品の表示方法（産地表示及び製造地表示のそれぞれにおける「国別重量順表示」、「又は表示」※<sup>2</sup>、「大括り表示」※<sup>3</sup>及び「大括り表示＋又は表示」）

ア 対象原材料が生鮮食品の場合

	商品数
産地表示（国別重量順表示）	244
産地表示（又は表示）	21
産地表示（大括り表示）	9
産地表示（大括り表示＋又は表示）	8
合計	282



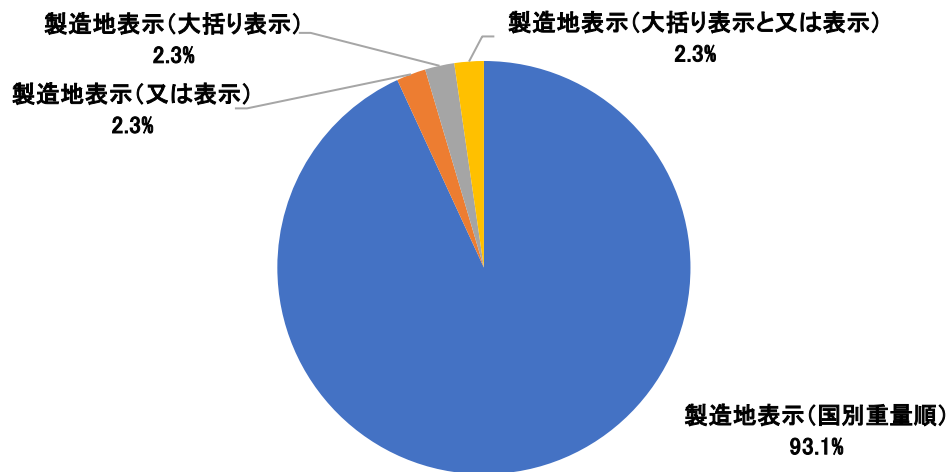
※2 「又は表示」：原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法

※3 「大括り表示」：外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法

イ 対象原材料が加工食品の場合

	商品数
製造地表示（国別重量順表示）	568
製造地表示（又は表示）	14
製造地表示（大括り表示）	14
製造地表示（大括り表示＋又は表示）	14
合計	610

[対象原材料が加工食品の場合の表示方法の内訳]

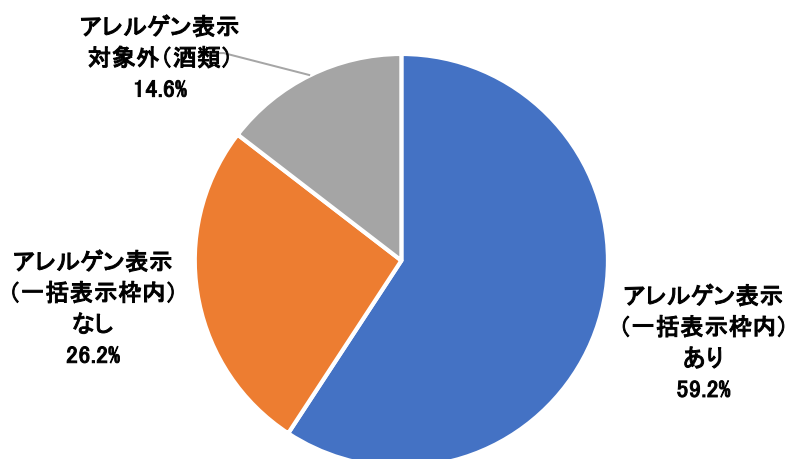


(4) アレルゲン表示の視認性向上に関する取組状況

ア 一括表示枠内の原材料名欄又は添加物欄におけるアレルゲン表示<sup>※4</sup>の有無

	商品数
アレルゲン表示（一括表示枠内）あり	1,033
アレルゲン表示（一括表示枠内）なし	457
アレルゲン表示対象外（酒類）	254
合計	1,744

[一括表示内のアレルゲン表示の有無の内訳]



※4 「アレルゲン表示」とは、「特定原材料」又は「特定原材料に準ずるもの」を原材料として含む旨及び「特定原材料」又は「特定原材料に準ずるもの」に由来する添加物を含む旨の表示が該当します。

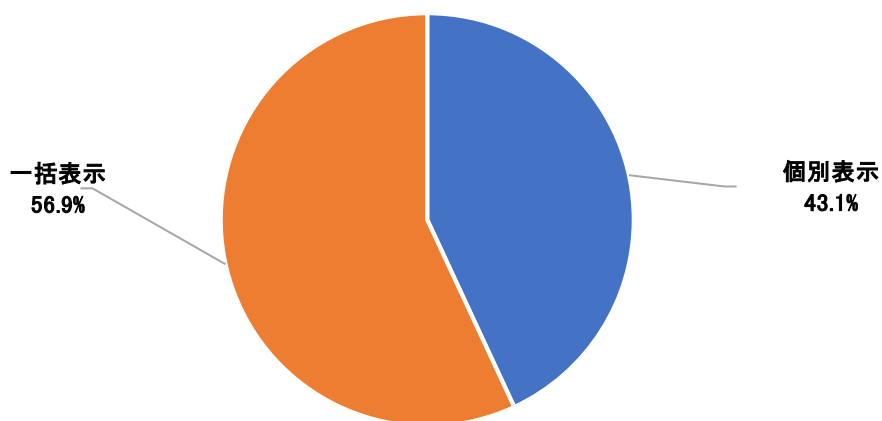
「特定原材料」：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）の7品目

「特定原材料に準ずるもの」：アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンの21品目

イ 一括表示枠内の原材料名欄又は添加物欄にアレルギー表示がある商品の表示方法（「個別表示」※<sup>5</sup>又は「一括表示」※<sup>6</sup>）

	商品数
個別表示	445
一括表示	588
合計	1,033※ <sup>7</sup>

[一括表示枠内におけるアレルギーの表示方法の割合の内訳]



※5 「個別表示」：個々の原材料又は添加物の直後に括弧を付して特定原材料等を含む旨を表示する方法

※6 「一括表示」：当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄の最後（原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後）に「（一部に〇〇・〇〇・・・を含む）」と表示する方法

※7 全調査対象商品 1,744 点から一括表示枠内にアレルギーに関する表示がない加工食品 457 点及びアレルギー表示を要さない酒類 254 点を除いています。

ウ 一括表示枠内にアレルギーに関する表示がある商品の文字の表示方法  
 （一括表示枠内の他の表示事項の文字と比較した際の「文字の色」、「文字の大きさ」、「文字の太さ」並びに「下線の有無」）

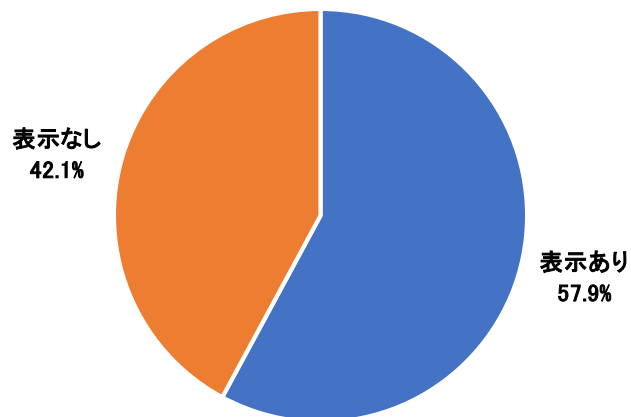
	一括表示枠内の他の表示事項の文字と比較した表示方法	商品数
文字の色	同じ	1,002
	異なる	31
文字の大きさ	同じ	1,033
	大きい	0
	小さい	0
文字の太さ	同じ	1,032
	太い	1
	細い	0
下線の有無	あり	0
	なし	1,033



エ 一括表示枠外のアレルゲンに関する強調表示の有無

	商品数
表示あり	598
表示なし	435
合計	1,033※ <sup>8</sup>

[一括表示枠外のアレルゲンに関する強調表示の有無の内訳]

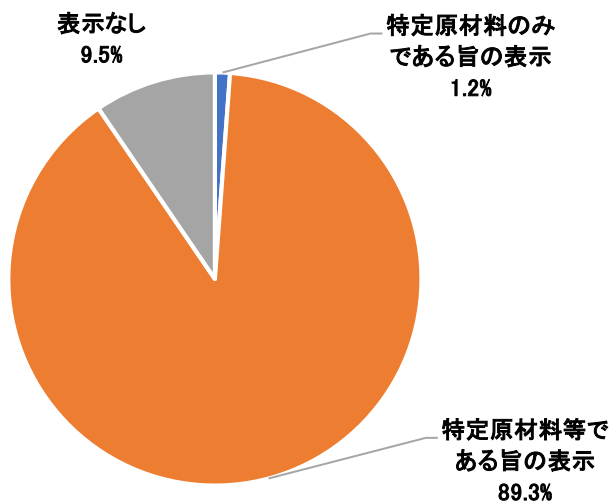


※8 全調査対象商品 1,744 点から一括表示枠内のアレルゲンに関する表示がない加工食品 457 点及びアレルゲン表示を要さない酒類 254 点を除いています。

オ 一括表示枠外にアレルギーに関する強調表示がある商品のアレルギーの対象範囲（対象品目数）に関する表示の有無（「特定原材料のみである旨の表示」、「特定原材料等である旨の表示」、「表示なし」）※<sup>9</sup>

	商品数
特定原材料のみである旨の表示	7
特定原材料等である旨の表示	534
表示なし	57
合計	598

[アレルギーの対象範囲に関する表示の内訳]

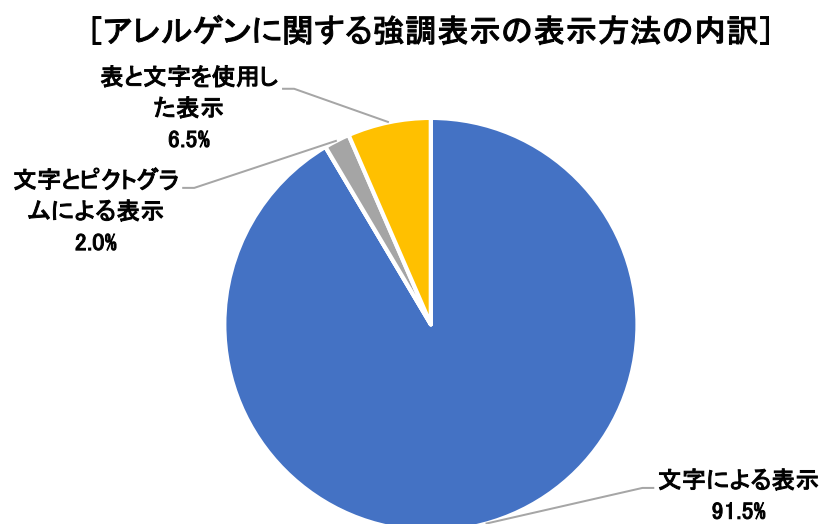


※<sup>9</sup> 「アレルギーの対象範囲（対象品目数）に関する表示」には以下の表示例等が該当します。

- ・ 特定原材料のみである旨の表示：「アレルギーは義務7品目を対象範囲としています。」、「アレルギー（特定原材料のみ）」等
- ・ 特定原材料等である旨の表示：「この食品は28品目のアレルギーを対象範囲としています。」、「アレルギー（28品目対象）」等

カ 一括表示枠外にアレルギーに関する強調表示がある商品の表示方法（「文字による表示」、「ピクトグラムによる表示」、「文字とピクトグラムによる表示」、「表と文字を使用した表示」、「その他」）

	商品数
文字による表示	547
ピクトグラムによる表示	0
文字とピクトグラムによる表示	12
表と文字を使用した表示	39
その他	0
合計	598



キ 一括表示枠外にアレルギーに関する強調表示がある商品の文字の表示方法（一括表示枠内の表示事項の文字と比較した際の「文字の色」、「文字の大きさ」、「文字の太さ」及び「下線の有無」）

	一括表示枠内の他の表示事項の文字と比較した表示方法	商品数
文字の色	同じ	128
	一部同じ	339
	異なる	131
文字の大きさ	同じ	308
	一部同じ	174
	大きい	79
	小さい	27
	異なる	10
文字の太さ	同じ	317
	一部同じ	210
	太い	61
	細い	10
下線の有無	あり	0
	なし	598

ク 意図しない混入による注意喚起表示に関する表示<sup>※10</sup>の有無（「同一製造ラインや施設を使用」、「原材料の採取方法」、「えび、かにの捕食」等）（重複あり）

	商品数
同一製造ラインや施設を使用	341
原材料の採取方法	37
えび、かにの捕食	7
その他	1 <sup>※11</sup>

※10 「意図しない混入による注意喚起表示に関する表示」には以下の表示例等が該当します。

- ・ 同一製造ラインや施設を使用（表示例）：「本製品の製造ラインでは、落花生（ピーナッツ）を使用した製品も製造しています。」等
- ・ 原材料の採取方法（表示例）：「本製品に使用されている〇〇〇は、かにが混ざる漁法で捕獲しています。」等
- ・ えび、かにの捕食（表示例）：「本製品で使用されている〇〇〇は、えびを食べています。」等

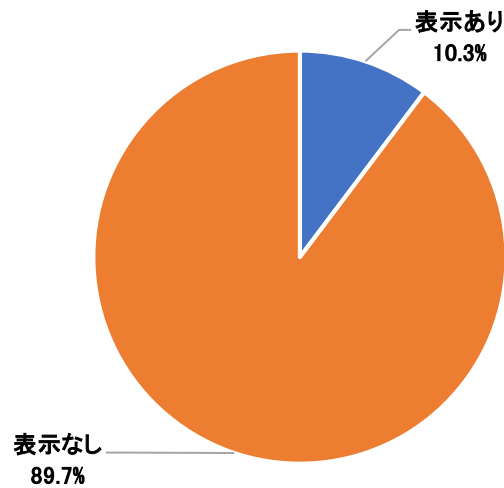
※11 「その他」の1商品については以下の表示がされていた。

- ・ 本製品で使用しているあさりなどの二枚貝には、えび、かに、いかが共生しております。

ケ 一括表示枠内にアレルギーに関する表示がない商品の「特定原材料等を使用していない旨の表示」※12の有無

	商品数
表示あり	47
表示なし	410
合計	457※13

【特定原材料等を使用していない旨の表示の有無の割合】



※12 「特定原材料等を使用していない旨の表示」には、「特定原材料等 28 品目不使用」等と任意の強調表示をしている食品が該当します。

※13 全調査対象商品から一括表示にアレルギーに関する表示がある加工食品 1,033 点及びアレルギー表示を要さない酒類 254 点を除いています。

コ 「特定原材料等以外のアレルゲンに関する表示」の有無

	商品数
表示あり	3※14
表示なし	1,741
合計	1,744

※14 「表示あり」の3商品については以下の表示がされていた。

- ・「麺にはサイリウムハスクが含まれていますので、まれにアレルギー症状を呈する場合があります。」(2商品)
- ・「植物油不使用。牛由来原材料不使用。米を含む原材料は使用しておりません。」(1商品)

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223 (直通)

FAX：03-3507-9292

担当：内村、松原